

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策  
(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

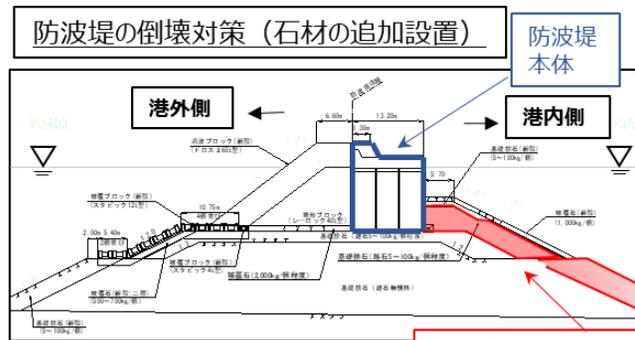
3 (1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化

(2) 災害関連情報の予測・収集・集積の高度化

# 防波堤の補強により、離島と本土を結ぶ航路機能を維持する (長崎県対馬市)

事業者：国土交通省 九州地方整備局

## 【整備前：平成9年台風19号による防波堤の状況】



## 【整備後：令和4年台風14号による防波堤の状況】



## 対策名：61-2 港湾の耐災害性強化対策（高潮・高波対策）



主たる施策グループ：2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

## 事業名：厳原港予防保全事業

- ポイント**
- 防波堤の港内側に石材を追加設置し、防波堤本体の倒壊対策を実施
  - 令和4年台風第14号において、防波堤の倒壊を防止し、厳原港と九州を結ぶ航路を維持

### 地域の概要・課題

厳原港は長崎県の北西部に位置し、対馬島と九州本土や韓国を結ぶ海上輸送の拠点であり、豊かな観光資源等を生かした国際・国内交流の観点からも重要な役割を担っています。

厳原港厳原地区では、平成9年9月の台風第19号（沖波波高6.0m）で、防波堤本体が倒壊したため、平成11年に復旧するまでの間、港内の静穏度が保たず、定期航路の運用に支障をきたしていました。

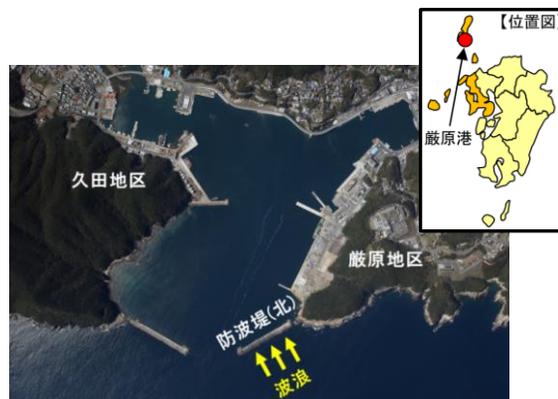
### 事業の概要

当時の防波堤の設計を見直し、高潮・高波対策として、防波堤の港内側に石材を追加設置（令和2年度～令和4年度）し、防波堤本体の倒壊対策を概成させました。今後、防波堤の港外側に消波ブロックを設置する予定です。

### 効果

令和4年9月19日、九州で初めて「台風等を要因とする特別警報」が発表された「台風第14号」が九州地方を縦断しました。

この台風では、平成9年の被災時と同等の沖波波高6.0mでしたが、防波堤を補強したことにより施設被害を防止でき、厳原港と九州を結ぶ航路を早期に運行再開できました。



防波堤の位置 (航空写真)